

I 政策・制度要求統一項目

1. 地域産業政策

- (1) 地域の活性化のため地域内企業等に対する各種施策の新設・拡充を図ること。
- ① 既存産業の永続的な操業と活性化に向けて、税制優遇や交通基盤の整備、地域貢献・社会貢献に対する各種支援施策の創設・拡充を引き続き図ること。併せて、地場産業・中小企業支援拡充にあたっては、消費税などの社会・経済情勢に即した対応を図ること。
 - ② 地域活性化と持続可能な地域経済の発展、そして非常時における雇用の維持をめざし、特に中小企業における「事業継続計画（BCP）」の策定支援や、今後も必要となる感染症対策等を含めた事業継続計画策定に向けて、技術的支援などを進めること。
 - ③ AI、IoT、ICTなどの活用による社会的課題の解決や産業競争力の向上に向けて、民間企業などにおける研究開発や設備投資がさらに求められることから、特に中小企業におけるDX推進施策を強化すること。また、デジタル技術を活用して仕事を進めるためのスキルやITリテラシーの向上に向け、人材育成のための支援を充実させること。
- (2) 湘南地域の知名度向上、シティプロモーションの強化にむけた施策の推進を図ること。
- ① 既存観光地（施設）の魅力的・持続的な発展に向け、環境整備を進めるとともに、必要に応じ施設改修（リニューアル）等により更なる魅力向上を図ること。
 - ② 地域の特産物や生産品・工芸品、観光名所のPR・情報発信を強化すること。

2. 雇用・労働政策

- (1) 総合的な経済・雇用政策、雇用環境の整備等を通じ、地域の雇用創出・雇用確保の強化を図ること。
- ① 湘南地域連合・湘南地域労働者福祉協議会と、引き続き定期的な意見交換の場を設け、行政運営に働く者の意見の反映を図ること。
 - ② 次代を担う若年層の正規雇用促進に向けた支援策を引き続き講じること。併せて、自力での就労が困難な、いわゆるニートや引きこもりなどの問題を抱えた者およびその家族や、身寄りのない若年層に対する就労支援、就労継続支援施策を推進すること。
 - ③ 長引くコロナ禍において、業況が悪化している業種で働く労働者、とりわけ非正規労働者等に対し、不合理な解雇等が生じないよう、労働関係法令を周知するとともに、雇用維持のための対応を徹底させること。
- (2) 共生社会の実現、障がい者の社会参画の推進に向け、雇用創出・雇用継続の強化を図ること。
- ① 行政・企業・湘南地域就労援助センター等の支援ネットワークを引き続き強化するとともに、支援団体への適切な援助を図ること。
 - ② 障がい者雇用に積極的な企業事例の研究・周知などの啓発を強化すること。また、特例子会社の設立等を含め積極的に取り組む企業に対する税制優遇などのインセンティブ的な施策を拡充すること。
 - ③ 地域の牽引役として定められた障がい者雇用率を満たすこと。未達成の自治体においては、達成に向けた対策・施策を実施すること。
- (3) 地域における「働き方改革」を推進するとともに、ワーク・ライフ・バランス社会の実現を図ること。
- ① 地域における「働き方改革」の推進とワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けて、行政、事業主、労働側が協働して検討・推進できる場を設置・継続すること。
 - ② 総労働時間の短縮や各種休暇制度の充実および取得促進に向け、ICTの積極的な導入・活用による効率化を図るなど、支援施策を推進するとともに、休職者に対する代替えおよび加配

職員配置など、具体的な施策や労働安全衛生法に基づく職場の労働安全衛生体制を確立すること。

- ③ コロナ禍において導入が加速したテレワークやサテライトオフィスは、働きながら子育て・介護を行う勤労者の負担軽減にも繋がることから、引き続き導入支援および企業への啓発を強化すること。
- ④ 改正育児・介護休業法の趣旨を踏まえ、男性が積極的に育児参加や育児休業を取得できるよう、啓発・支援施策を推進すること。あわせて、各自治体においては、地域の牽引役となるような積極的な取り組みを進めること。
- ⑤ 教職員の負担軽減に向けては教育職員の業務量の管理に関する規則」を遵守するよう業務削減を国に働きかけること。

(4) 労働安全衛生や労働者福祉対策を強化すること。

- ① 勤労者生活の「公助」施策として、「生活資金貸付」等、各種融資制度・利子補給制度等の維持を図ること。また、利用者のニーズに即した制度拡充に向け、利用条件の改善・拡充を図るとともに、積極的な周知を図ること。
- ② 厳しい雇用情勢が続く中、派遣労働者や非正規労働者、ひとり親世帯の生活困窮度は増していると考えられるため、就業支援や相談窓口の機能強化などの対策を講じること。
- ③ あらゆるハラスメントの根絶に向けて、職場・地域における対策の充実をはかること。あわせてあらゆる職種・職域におけるハラスメントについて当事者が安心して相談ができる環境を整備するとともに、職場環境の改善と人材の育成を計画的に行うよう指導を徹底すること。

3. 環境保全政策

(1) カーボンニュートラルの実現および再生可能エネルギー普及への施策の推進を図ること。

- ① カーボンニュートラルの実現に向け、環境技術に優位性を持った企業等に対する各種支援措置を拡充するとともに、広報・啓発を強化すること。併せて自治会や学校など、市民参加による啓発の強化を図ること。
- ② 太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギー等の導入および水素・EVステーションの増設などの推進に向け、具体的な施策を実施すること。
- ③ 環境負荷低減に向け、引き続き企業への働きかけを行うとともに、先進的事例の紹介・啓発を行うこと。また、環境マネジメントシステム認証の取得や、環境保全・公害防止などにおける設備の導入に対する支援策を図ること。
- ④ 省エネ促進の観点から、自転車利用促進に向けた整備（駐輪場の拡充、自転車専用道路の整備等）を引き続き推進すること。

(2) 環境保全や美化の取り組みを推進すること。

- ① 緑化保全や海洋保全の重要性や日頃からできる環境美化対策を浸透させること。また、昨今問題となっているマイクロプラスチックによる環境被害の現状把握と発生抑制のための周知・啓発活動を継続すること。
- ② 資源の有効活用とゴミの減量化に向け、ゴミ分別の徹底、リサイクルの充実を推進すること。
- ③ 喫煙場所（喫煙所）の整備については、『望まない受動喫煙』対策として、BOX型またはコンテナ式によるものとし、既存の喫煙所についても変更を検討することで、愛煙家・嫌煙家が共存できる社会を目指すこと。

4. 社会制度政策

(1) 大規模災害に対する防災対策の強化・推進を図ること。

- ① 町内会等と連携し、一時避難場所・広域避難場所の周知を強化すること。また、災害発生時の情報の確実な伝達・周知にむけた対応を図るとともに、徒歩帰宅者や一時滞留者への情報提供体制を強化すること。
- ② 豪雨や台風などの特別警報への対応、風水害に対する防災強化に向け、河川の整備、市街地排水などの強化を図ること。また、避難指示等の判断・伝達マニュアル等の周知を図ること。
- ③ コロナ禍における避難所のあり方を確立するとともに福祉避難所の設置を引き続き進めること。あわせて、自家用車を利用して避難する避難場所の確保・拡充を図ること。
なお、どこの指定避難所においても障がいの有無、要配慮者・要支援者を問わず、地域の中で包括的に受け入れることが出来る避難所設営をめざすこと。

(2) 暮らしやすい、活力あるまちづくりを進めること。

- ① 相模線の増発・終電時間の延長と輸送力の増強・時間短縮のための複線化に向け引き続き関係機関に働きかけること。とりわけ、東海道線と相模線最終電車との連絡時間については引き続き改善を図るよう、関係機関に働きかけること。
- ② 地域住民の交通利便性の確保・向上に向け、高齢化に対応した公共交通（コミュニティバスや福祉タクシー等）の整備を進めること。
- ③ 各自治体の公式LINEについて、情報発信のツールに加え、広く市民からの身近な要望・困りごとなどの情報を収集するツールとすること。
- ④ 国民運動「COOL CHOICE」の取り組みを引き続き進めるとともに、あらゆる媒体を通じて周知・啓発を行うこと。
- ⑤ 自転車利用に係る安全運転の確保、交通マナーの向上に向け、「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の遵守について、引き続き、小売事業者および利用者への周知徹底を行うとともに、安全運転教育等啓発活動の強化を図ること。

(3) 安心・安全のまちづくりを進めること。

- ① 勤労者はもとより、広く市民の生活を「相談（電話による何でも無料相談）」を通じてサポートする「かながわ生活相談ネ

ット事業」について、引き続きチラシの配架等による市民への周知を継続すること。

- ② 消費者行政の充実・強化に向け、高齢者への詐欺的手口、架空請求相談、ネット通販、キャッシュレス決済、詐欺的商法の勧誘を巡るトラブルへの対策強化等の対応については、相談場所の充実や相談時間拡大等の消費者相談窓口の充実により、問題解決につながっていることから、引き続き充実を図ること。
- ③ 多重債務対策の強化に向け、多重債務者の早期発見と生活再建を可能とする行政・自治体の役割発揮、県域全体の複合的な相談体制の充実・強化、個人セーフティネットの拡充、多重債務問題啓発活動の強化等、精力的に推進を図ること。
- ④ 消費者市民社会の実現に向け、社会的課題であるカスタマーハラスメント被害の防止に向けた倫理的な消費者行動について普及・啓発を図ること。さらに中高生等若年層に対しては、消費者被害から自らを守るのはもちろんのこと、知識や社会経験の乏しさから消費者問題に係る犯罪の加害者とならないよう、出前講座などを活用した消費者教育を推進すること。
- ⑤ 成年年齢の引下げによる18歳・19歳の未成年者取消権喪失に伴い、悪徳業者からの被害拡大が懸念されていることから、成年年齢引下げに伴う被害が拡大することのないよう十分な注意喚起を行うとともに、国・県と連携し実効性のある施策を実現すること。

5. 福祉政策

- (1) 子育て支援策について、強化・充実を図ること。
- ① 将来にわたり待機児童が生じないよう、保育ニーズおよび地域の実情を踏まえた保育所定員の拡大や施設整備等を行うこと。併せて、多様な保育の拡充・導入、支援センターの拡充など、働きながら子育てができる施策の充実を図ること。
 - ② 社会問題化している「保育士不足」の解消に向け、処遇改善およびキャリアアップ支援など質の向上も含めた独自の対策を講じることとともに、ICTの活用支援などにより業務負荷軽減に向けた取り組みを進めること。
 - ③ 子ども・子育て支援計画等の進捗管理・見直しにあたっては、地域に働く者を含めたステークホルダーの意見を十分に考慮・反映すること。また、施策の実施に際しては、「良質かつ均等」なサービスの提供を確保するとともに、自治体の責務を明確化すること。
 - ④ 保護者、子ども、従事者の安心・安全のため、官民を問わず保育所の必要な施設改修を早急に進めるとともに、子どもの状況・特性に応じた人員配置を行うこと。また、法人立保育所に対してはその助成を行うこと。
 - ⑤ 子どもの貧困解消に向け、低所得者やひとり親家庭等に対する適切な相談体制・支援施策の構築を図ること。
 - ⑥ 放課後児童クラブ・学童保育について、次の対応を図ること。
 - (ア) 学童指導員の処遇改善を図ること。
 - (イ) 障がいのある児童への受け入れ・支援拡充に向け、引き続き人的配置等の強化を図ること。
 - (ウ) 実施および推進にあたっては、均等かつ良質なサービスの提供に向けた財政的措置、適切な支援体制の確保を図ること。
 - ⑦ 病児および病後児保育実施施設の拡充を図り、保育の地域間格差をなくすこと。すでに事業を実施している施設に対し、必要な支援を継続するとともに、未実施の自治体については利用者ニーズの把握を行うこと。
- (2) 地域の福祉・医療施策について、強化・充実を図ること。
- ① 「地域包括ケアシステム」の確立にあたり、地域における高齢者・障がい者・子ども・子育て中の親を見守ることができる、ボランティアや町内会・自治会など、地域ネットワーク活動の充実を図ること。併せて、コミュニティソーシャルワーカーの

- 活用など、行政・関係機関や団体と連携した生活・相談支援の拡充を図ること。
- ② 特別養護老人ホームへの入所待機者の解消に向け、施設の増加を図ること。併せて、そこに働く介護従事職員の育成・確保に向けた対策を講じること。
 - ③ 深刻な介護職員不足に対応するため、介護職員が事業所に十分配置され、安心して働き続けられる環境づくりに向け、介護職員等特定処遇改善加算に加えて、独自の処遇改善に向けた予算を確保すること。
 - ④ 介護離職の防止にむけ、相談窓口・各種制度の周知を図るとともに、認知症サポーター養成講座など社会で支える施策を推進すること。
 - ⑤ ヤングケアラーの実態把握を図るとともに、その発見・相談・支援に向けた教育機関や各種相談機関、民生委員等との連携を構築すること。
 - ⑥ 小児医療費補助などの医療関係費の公費助成について、対象の拡大を図ること。
 - ⑦ 生活困窮者自立支援制度に伴う各種施策の推進に向け、支援員などの人材の継続的な雇用および処遇の改善を図るとともに、支援に向けた十分な予算を確保すること。
 - ⑧ フードバンク団体の活動支援として、次の対応に積極的に取り組み、住民生活を支える活動を強化すること。
 - (ア) フードバンク活動に対して、行政内部の認識を深め、関連部局並びに関係団体（社会福祉協議会等）との横断的な連携の推進および連絡会等を設置すること。
 - (イ) 食支援を必要とする市民の支援を行うフードバンク活動団体に寄り添い活動を支えること。
 - (ウ) 未利用食品を廃棄している食品製造業者等に、フードバンク活動やフードバンク団体の情報を提供すること。
 - (エ) 企業・団体・教育機関に協力を求め、家庭での食品ロス削減の実践に取り組むこと。
 - (オ) 食支援を行うフードバンク団体の育成・設立に向けて積極的に取り組むこと。
 - ⑨ 居場所づくりとしての包括的な支援対策としての「子ども食堂」の有用性と運営実態に鑑み、運営に係る継続的な支援を行うこと。
 - ⑩ 高齢者および障がい者、妊娠中やケガによりごみ出しが困難

な住民に対する個別訪問による回収を行うとともに、すでに対応している自治体については更なる拡大について検討すること。

6. 教育・人権・平和政策

(1) 子どもたちの個性を尊重し、一人ひとりを大切にした教育を進めること。また、様々な教育環境の整備を進めること。

① 教職員の未配置問題を解決するための具体的な施策を講じること。

② 学級編成に応じた教室環境整備を行うこと。

③ 教育費の保護者負担を軽減するため、学校配当予算の増額を図ること。

④ 支援員や介助員の増員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの全校配置を図ること。

また、スクール・サポート・スタッフの全校配置を継続し、さらなる配置時間の拡充を県に求めること。

⑤ 障害者権利条約の理念に基づき、障がいの有無にかかわらず、ともに学び・ともに育つ「インクルーシブ教育」の実践を進めるとともに、それに見合った教育条件整備を図ること。また、保護者の希望に添った就学相談・就学支援を行うこと。

⑥ 子ども6人に1人が就学支援を受けている現状をふまえ、さらなる就学支援の充実および奨学金制度等の拡充に向けた施策を講じること。

(ア) 教育ローンに対する利子補給制度の利用率向上に向け、学校等関係機関と連携した周知の強化を図ること。

(イ) 経済格差が教育機会の格差とならぬよう、援助が必要なすべての家庭に就学援助制度を適用すること。また、自治体で実施する給付型の奨学金導入や拡大と財源の確保を図ること。

⑦ 学校の統廃合や複合化に際しては学校・地域・保護者の意見を十分に踏まえた中で進めること。

(2) 平和関連施策の推進、充実を図ること。

① 厚木基地における航空機騒音に対し、早急に対策を講じるよう、政府等関係機関に引き続き働きかけること。

(ア) 夜間離着陸訓練については行わないよう、引き続き政府等関係機関に働きかけること。

(イ) 航空機騒音等に対する騒音測定結果について、更なる周知を図るとともに、その解消に向けた取り組みを強化すること。併せて、防音窓やNHK受信料減免区域拡大に向け、政府等関係機関に対する働きかけを強化すること。

② 引き続き核兵器廃絶に向けた取り組みを主体的に進めるとと

もに、県内他自治体との連携、働きかけを行うこと。

(3) 人権施策の推進、充実を図ること。

- ① 共に支え合う社会、人権意識のさらなる向上に向け、人権指針や人権基本計画の作成・見直しに向けた取り組みを図ること。
- ② ヘイトスピーチなど人権を侵害する差別的言動の解消に向け、差別禁止と被害者救済を鮮明にした条例制定について検討するなど、差別を許さない社会づくりをめざした施策推進を図ること。

7. 行財政改革

(1) 住民ニーズの多様化を踏まえ、サービスの向上や充実の視点による行財政改革を行うこと。

- ① 予算の策定や事業運営、また、行財政改革を進めるにあたっては、効率化のみを優先することなく、社会的弱者の切り捨てや、住民の安全・安心を損なうことがないようにすること。
- ② 地方自治の推進、国から地方への権限の移譲については、十分な税財源の移譲が同時に行われるよう、政府等関係機関に働きかけること。また、移譲された財源については、その本来の用途を十分考慮し、安易な他施策への流用を行わないこと。

(2) 公契約の下で働く者の労働条件の改善と、公共サービスの質の確保・向上に向けた施策を推進すること。

- ① 公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民の福祉の増進に寄与することを目的として公契約条例を制定すること。また他の自治体における取組状況の評価を含めた、関係者・団体による「検討協議会」などの設置プロセスを構築すること。
- ② 自治体運営の一端を担う出資法人については、出資者としての責任の下で、働く職員の処遇改善を図り、安定した質の高い公共サービスを継続させること。指定管理者制度の適用にあたっては、公の施設としての特性を踏まえた安定運営を図るため、慎重に判断すること。また、管理経費の縮減のみを目的化した、価格優先の入札を行わないこと。
- ③ 格差是正の観点から、自治体で働く臨時・非常勤等職員の処遇改善、雇用の安定と労働条件の適正化に努めること。また、必要な財源の確保について、国に働きかけること。

以 上